

議第 33 号

下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例について

下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

指定管理者が管理・運営を行うこととなっている同施設について、市の直営とするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例

下呂市金山温泉スタンド条例（平成17年下呂市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用時間)</p> <p>第4条 施設の使用時間は、終日とする。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、法第244条の2第3項に規定にする指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の手續等)</p> <p>第5条 指定管理者の指定の手續等については、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年下呂市条例第32号）の定めるところによる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 施設の運営及び維持管理に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用料の徴収に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>(指定管理者の責務)</p> <p>第7条 指定管理者は、施設の目的に沿った事業を運営する責務を遵守しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、施設に関する業務の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第8条 施設の利用時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、指定管理者は、必要</p>

改正後	改正前
<p><u>使用時間を変更することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、使用時間内において、施設の使用に 関し、管理上必要な制限を行うことができる。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第5条 施設を使用する者（以下「使用者」とい う。）は、次に定める使用料を納付しなければ ならない。</u></p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第6条 市長は、公益上その他特別の理由があ ると認めるときは、第5条に定める使用料を 減額し又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p><u>第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、市 長が特別の理由があると認めるときは、その 全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(禁止行為)</u></p> <p><u>第8条 使用者は、次に掲げる行為をしてはな らない。</u></p> <p><u>(1) 施設を損傷すること。</u></p> <p><u>(2) 他の使用者の使用を妨げること。</u></p> <p><u>(3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそ れのある行為をすること。</u></p> <p><u>(使用の休止)</u></p>	<p><u>があると認めるときは、市長の承認を得て、こ れを変更することができる。</u></p> <p><u>(利用料)</u></p> <p><u>第9条 施設の利用料は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p> <p><u>2 利用料は、指定管理者の収入として収受さ せることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="169 271 798 421"><u>第9条 市長は、施設の整備等その他必要があると認めるときは、施設の全部又は一部の使用を休止することができる。</u></p> <p data-bbox="217 501 357 533">(損害賠償)</p> <p data-bbox="169 560 798 763"><u>第10条 施設等を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。</u></p>	<p data-bbox="863 501 1003 533">(損害賠償)</p> <p data-bbox="815 560 1444 824"><u>第10条 利用者が、自己の責任に帰すべき理由により施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し又は免除できる。</u></p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

指定管理者が管理・運営を行うこととなっている同施設について、市の直営とするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 指定管理者に係る条文を削除します。

(改正前第4条、第5条、第6条、第7条関係)

(2) 施設の使用時間を改めます。

(第4条関係)

(3) 使用料、使用料の減免、不還付、使用者の禁止行為、使用の休止について定めます。

(第5条、第6条、第7条、第8条、第9条関係)

(4) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)

